

第5号様式（第12条関係）

芽室許可第1-22号指令

一般廃棄物処理業許可証

住所 帯広市西24条北2丁目5番地37
氏名 株式会社 北洋清掃社
代表取締役 水木直人 様

令和5年3月3日に申請のあった一般廃棄物処理業については廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可します。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理 最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	一般廃棄物 (遺品整理及び家屋整理に伴う一般廃棄物)
営業所の所在地及び名称		帯広市西24条北2丁目5番地37 株式会社 北洋清掃社
許可期間		令和5年4月15日から 令和7年4月14日まで
一般廃棄物の収集を行うことができる区域		芽室町全域
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	帯広市西24条北4丁目1番地1 十勝圏複合事務組合 くりりんセンター
	その他	上記以外の搬入の際は、別途協議する

令和5年4月10日

芽室町長 手島

